



①発熱や咳などの風邪症状、強いだるさ、味覚・嗅覚障害、下痢等がある学生・教職員（疑い者）
・大学構内で発症した場合は、マスクを着用し帰宅させる。（登校・出勤停止）

②自宅療養（登校・出勤停止）

- ・①の症状がある場合は登校せず自宅待機とする。
- ・1日2回検温し、「体調管理表」に記載する。

他の病気の可能性もあるため、強い症状がある場合はかかりつけ医に電話連絡した後受診するか

札幌市保健所（救急安心センター札幌）011-272-7119（#7119）へ問い合わせる。

（札幌市外の人は、地域保健所へ）

受診により何らかの診断がついた場合は速やかに③の連絡先に報告する。

③学生は教育支援課・学生生活支援課（011-891-2731）、教職員は人事課に電話連絡する。

- ・担当課員は「新型コロナ受付・連絡票」を用いて症状を聴取の上、学生は保健師、教職員は衛生管理者に提出する。
- ・日ごとに集計し、保健師は学生生活支援課長、衛生管理者は人事課長に報告する。

④症状が軽快した場合

【登校・出勤の目安】

- 1) 発症後少なくとも8日（※1）が経過している。
- 2) 薬を飲まない状態で、解熱及び①の症状が消失し、少なくとも3日（※2）が経過している。

上記1)および2)の両方を満たす場合、登校・出勤可能とする。

※1：発症日を0日として8日間の自宅療養

※2：症状消失日を0日として3日間の自宅療養

⑤登校・出勤可

⑥症状が続く場合

以下のいずれかに該当する場合は、**すぐに相談する。**

- ★息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ★重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ★上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

札幌市保健所（救急安心センター札幌）011-272-7119（#7119）

※札幌以外の方は地域の保健所に電話し、指示を受ける。

その後の対応は、保健所及び医療機関の指示に従い、経過を③の連絡先に報告する。

⑦新型コロナウイルスに罹患した場合

学生は教育支援課・学生生活支援課（011-891-2731）、教職員は人事課に電話連絡する。

学生 ～ 「登校停止」※1※1 本学の当面の対応について（第3版）

教職員～ 「就業禁止」※2※2 北星学園就業規則（66条第1項）

⑧登校・出勤開始

医療機関及び保健所の指示に従い、登校・出勤を開始する。